

平成 27 年 3 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 14 号	八戸市立公民館長の委嘱について	1
議案第 15 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について	3
議案第 16 号	八戸市博物館館長の委嘱について	5
議案第 17 号	八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について	7
議案第 18 号	八戸市少年相談センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第 19 号	八戸市史編纂委員会規則を廃止する規則の制定について	13
議案第 20 号	八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について	15
議案第 21 号	八戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について	25
議案第 22 号	八戸市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について	29
議案第 23 号	八戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	33
議案第 24 号	八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	37
議案第 25 号	八戸市教育委員会教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則の制定について	41
議案第 26 号	八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について	45
議案第 27 号	八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	49
議案第 28 号	教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程の制定について	53
議案第 29 号	八戸市こども支援センター条例施行規則の制定について	57
議案第 30 号	八戸市総合教育センター組織等規則の一部を改正する規則の制定について	59
議案第 31 号	八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について	63
議案第 32 号	八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	67
議案第 33 号	八戸市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	83
議案第 34 号	八戸市立図書館組織等規則の一部を改正する規則の制定について	89
議案第 35 号	八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	93

議案第14号

八戸市立公民館長の委嘱について
八戸市立公民館長に別紙の者を委嘱する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市立公民館長の委嘱期間満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

公 民 館 名	氏 名
小 中 野 公 民 館	もり よし あき 森 喜 明
白 銀 公 民 館	たけ お り こ 竹 生 り え 子
鮫 公 民 館	の ざか さとし 野 坂 哲
上 長 公 民 館	め ざわ しん いち 目 澤 伸 一
柏 崎 公 民 館	つる がい ち とし 鶴 飼 千 年
大 館 公 民 館	たか はし よし ひさ 高 橋 芳 久
下 長 公 民 館	きく ち たか はる 菊 池 高 晴
吹 上 公 民 館	あ べ のり ゆき 阿 部 憲 行
湊 公 民 館	ご のへ やす お 五 戸 保 夫
是 川 公 民 館	あらかしき ひで とし 荒屋敷 秀 俊
館 公 民 館	かい ふき けん いち 貝 吹 賢 一
根 城 公 民 館	にいやま まさ ゆき 新井山 雅 行
三 八 城 公 民 館	いし ぼし ちか お 石 橋 元 生
長 者 公 民 館	ふく だ ふみ ひろ 福 田 文 弘
田 面 木 公 民 館	み かさ ひで こ 三 笠 秀 子
市 川 公 民 館	かね はま かね みつ 金 濱 金 光
南 浜 公 民 館	おお はし しょう じ 大 橋 正 治
根 岸 公 民 館	え ど きよし 江 戸 清
白 銀 南 公 民 館	こ だま よし み 小 玉 吉 美
東 公 民 館	く ぼさわ まこと 久保澤 恂
白 山 台 公 民 館	なか むら まさ かつ 中 村 政 勝
南 郷 公 民 館	き むら あけみ ち 木 村 明 美 智

委嘱期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

議案第15号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長に別紙の者を委嘱する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するための
ものである。

氏 名	ふる だて こう じ 古 館 光 治
-----	-----------------------

委嘱期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

議案第16号

八戸市博物館館長の委嘱について
八戸市博物館館長に別紙の者を委嘱する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市博物館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

氏 名	はや かり ひろ き 早 狩 博 規
-----	-----------------------

委嘱期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

議案第17号

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について
八戸市南郷歴史民俗資料館館長に別紙の者を委嘱する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

氏 名	そ が やす ひろ 曾 我 安 博
-----	----------------------

委嘱期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

議案第18号

八戸市少年相談センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市少年相談センター運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

各種審議会等への市議会議員の参画の見直しに伴い、少年相談センター運営協議会の委員の構成について、所要の改正をするためのものである。

八戸市少年相談センター運営協議会規則の一部を改正する規則

八戸市少年相談センター運営協議会規則（平成25年八戸市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市少年相談センター運営協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>市議会の議員</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

議案第19号

八戸市史編纂委員会規則を廃止する規則の制定について
八戸市史編纂委員会規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3 月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

市史編纂委員会の廃止に伴い、同委員会に関する規定を廃止するためのものである。

八戸市史編纂委員会規則を廃止する規則

八戸市史編纂委員会規則（平成25年八戸市教育委員会第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

議案第20号

八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、会議録の公表に関する規定を整備するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会会議規則（昭和31年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則（第7条を除く。）中「委員長」を「教育長」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第13条」を「第14条」に改める。

第2条を次のように改める。

（会議）

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回招集する。

3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき又は法第14条第2項の規定による請求があったときに、招集する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第3条第2項中「日時、」を「日時並びに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第6条を削る。

第7条中「委員長及び委員長職務代行者」を「教育長及び教育長職務代行者」に、「委員長の」を「教育長の」に改め、同条を第6条とし、第8条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

第2章中第23条を第22条とする。

第24条第1項中「教育長の推薦する者を」を削り、同条を第23条とする。

第25条の見出しを「（会議録の記載事項）」に改め、同条第2号中「出席委員」を「教育長及び出席委員」に改め、同条第3号中「委員」を「教育長、委員」に改め、同条を第24条とし、第26条を第25条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（会議録の公表）

第26条 教育長は、会議録（第21条の秘密会の会議録を除く。）を作成したときは、市ホームページへの掲載その他の方法により、これを公表しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76

号) 附則第 2 条第 1 項の場合においては、改正後の八戸市教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の八戸市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 八戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第14条に規定するものほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第2条 <u>会議は、定例会及び臨時会とする。</u></p> <p>2 <u>定例会は、毎月1回招集する。</u></p> <p>3 <u>臨時会は、教育長が必要と認めるとき又は法第14条第2項の規定による請求があつたときに、招集する。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を3日前までに各委員に通知して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、<u>教育長は直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(招集当日の参集)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに<u>教育長に届けなければならない。</u></p>	<p><u>(この規則の趣旨)</u></p> <p>第1条 八戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条に規定するものほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>(会議の招集)</u></p> <p>第2条 <u>会議は、委員長が必要であるとき又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を3日前までに各委員に通知して行う。</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、<u>委員長は直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。</u></p> <p>(招集当日の参集)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに<u>委員長に届けなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(会期)</p> <p>第5条 会議の会期は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>第6条 <u>教育長</u>及び<u>教育長職務代行者</u>に事故があるとき又は欠けたときは、先任の委員(先任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長のもの)が<u>教育長の職務</u>を代行する。</p> <p>(開会等の宣告)</p> <p>第7条 開会、閉会、休会等は<u>教育長</u>が宣告する。</p> <p>(議席の決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 補充委員の議席は、<u>教育長</u>が定める。</p> <p>(会議の次第)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(議事の開始)</p>	<p>(会期)</p> <p>第5条 会議の会期は、<u>委員長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>(<u>委員長の選任方法</u>)</p> <p>第6条 <u>委員長の選挙</u>は、会議において無記名投票により行い、<u>有効投票の最多数を得た者</u>(その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの)をもつて当選人とする。</p> <p>第7条 <u>委員長</u>及び<u>委員長職務代行者</u>に事故があるとき又は欠けたときは、先任の委員(先任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長のもの)が<u>委員長の職務</u>を代行する。</p> <p>(開会等の宣告)</p> <p>第8条 開会、閉会、休会等は<u>委員長</u>が宣告する。</p> <p>(議席の決定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 補充委員の議席は、<u>委員長</u>が定める。</p> <p>(会議の次第)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(議事の開始)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 議事は、<u>教育長</u>の宣告によって始まる。</p> <p>(動議)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>教育長</u>は会議に諮って、これを議題としなければならぬ。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第12条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、<u>教育長</u>の許可を得て、発言しなければならぬ。</p> <p>2 2人以上の委員が発言を求めたときは、<u>教育長</u>は先に発言を求めたと認める者に先に発言させるものとする。</p> <p>(発言の範囲)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(発言の禁止)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(採決)</p> <p>第15条 <u>教育長</u>において、討論が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第11条 議事は、<u>委員長</u>の宣告によって始まる。</p> <p>(動議)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>委員長</u>は会議に諮って、これを議題としなければならぬ。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第13条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、<u>委員長</u>の許可を得て、発言しなければならぬ。</p> <p>2 2人以上の委員が発言を求めたときは、<u>委員長</u>は先に発言を求めたと認める者に先に発言させるものとする。</p> <p>(発言の範囲)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(発言の禁止)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(採決)</p> <p>第16条 <u>委員長</u>において、討論が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(採決の方法)</p> <p>第16条 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>(原案の修正)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(採決の結果の宣告)</p> <p>第18条 採決の結果は、直ちに教育長が宣告しなければならない。</p> <p>(可決の認定)</p> <p>第19条 議題について発言がないときは、教育長は全員一致で可決したものと認め、その旨を宣告する。</p> <p>(継続審議)</p> <p>第20条 継続審議の必要があるときは、教育長が会議に諮り、引き続き審議するものとする。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第21条 秘密会を開く議決があったときは、教育長は傍聴人及び教育長の指定する以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(採決の方法)</p> <p>第17条 委員長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>(原案の修正)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(採決の結果の宣告)</p> <p>第19条 採決の結果は、直ちに委員長が宣告しなければならない。</p> <p>(可決の認定)</p> <p>第20条 議題について発言がないときは、委員長は全員一致で可決したものと認め、その旨を宣告する。</p> <p>(継続審議)</p> <p>第21条 継続審議の必要があるときは、委員長が会議に諮り、引き続き審議するものとする。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第22条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は傍聴人及び委員長の指定する以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(会議録)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(会議録の作成者)</p> <p>第23条 会議録は、<u>教育長</u>が事務局職員のうちから指名して、これを作成させる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(会議録の記載事項)</u></p> <p>第24条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育長及び出席委員氏名</u></p> <p>(3) <u>教育長、委員及び傍聴人</u>を除くほか、議場に出席した者の氏名</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) その他<u>教育長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>(会議録記載事項に関する異議)</p> <p>第25条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、<u>教育長</u>がこれを会議に諮って決定する。</p>	<p>(会議録)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(会議録の作成者)</p> <p>第24条 会議録は、<u>委員長</u>が事務局職員のうちから<u>教育長の推薦する者</u>を指名して、これを作成させる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(会議録)</u></p> <p>第25条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>出席委員氏名</u></p> <p>(3) <u>委員及び傍聴人</u>を除くほか、議場に出席した者の氏名</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) その他<u>委員長</u>又は会議において必要と認められた事項</p> <p>(会議録記載事項に関する異議)</p> <p>第26条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、<u>委員長</u>がこれを会議に諮って決定する。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>会議録の公表</u>)</p> <p>第26条 教育長は、<u>会議録</u>（第21条の秘密会の会議録を除く。）を作成したときは、<u>ホームページへの掲載その他の方法により、これを公表しなければならぬ</u>。</p> <p>(<u>請願及び陳情</u>)</p> <p>第27条 委員会にその会議中<u>請願又は陳情</u>をしようとするものは、その旨を<u>教育長</u>に願出なければならぬ。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による願出があつたときは、<u>会議に諮りこれを許可すること</u>ができる。この場合において<u>教育長が許可したときは、その許可する時間内において、事情を述べる</u>ことができる。</p> <p>(<u>補則</u>)</p> <p>第28条 この規則に定めるもののほか、<u>会議の運営に關し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める</u>。</p>	<p>(<u>請願及び陳情</u>)</p> <p>第27条 委員会にその会議中<u>請願又は陳情</u>をしようとするものは、その旨を<u>委員長</u>に願出なければならぬ。</p> <p>2 委員長は、前項の規定による願出があつたときは、<u>会議に諮りこれを許可すること</u>ができる。この場合において<u>委員長が許可したときは、その許可する時間内において、事情を述べる</u>ことができる。</p> <p>(<u>補則</u>)</p> <p>第28条 この規則に定めるもののほか、<u>会議の運営に關し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める</u>。</p>

議案第21号

八戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会公告式規則（昭和29年八戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第3条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、改正後の第3条第1項の規定は適用せず、改正前の第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。

八戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める規則、規程その他の公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式について定める。</p> <p>(公布の方法)</p> <p>第3条 規則の公布は、公布の旨の前文及び年月日を記入し、末尾に<u>教育長</u>が署名して第3項に定める場所を掲示して行う。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>(この規則の目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定に基づき、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める規則、規程その他の公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式について定める。</p> <p>(公布の方法)</p> <p>第3条 規則の公布は、公布の旨の前文及び年月日を記入し、末尾に<u>委員長</u>が署名して第3項に定める場所を掲示して行う。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第22号

八戸市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会傍聴人規則（昭和29年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、改正後の第5条及び第6条の規定は適用せず、改正前の第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

八戸市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退場の命令)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する傍聴人は、<u>教育長</u>が退場を命ずる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(傍聴人の退場等)</p> <p>第6条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき、又は<u>教育長</u>が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p>	<p>(退場の命令)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する傍聴人は、<u>委員長</u>が退場を命ずる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(傍聴人の退場等)</p> <p>第6条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき、又は<u>委員長</u>が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p>

議案第23号

八戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育総務課の分掌事務に総合教育会議に関する事項並びに教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事項を追加するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会事務局組織規則（昭和58年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第6条の2を第6条とする。

第7条中第24号を第26号とし、第3号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 総合教育会議に関すること。

(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第5条及び第6条の規定は適用せず、改正前の第5条、第6条及び第6条の2の規定は、なおその効力を有する。

八戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(身分取扱い)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(教育部次長の事務分担)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育総務課の分掌事務)</p> <p>第7条 教育総務課は、おおむね次に掲げる事務を分掌する。</p>	<p>(<u>教育長職務執行者の指定及び事務の代決又は代行</u>)</p> <p><u>第5条</u> <u>法第20条第2項の規定による教育長の職務を行うべき職員</u>の指定は、次のとおりとし、当該各号に定める順序による。</p> <p>(1) <u>教育部長</u></p> <p>(2) <u>第6条の2の規定により教育総務課等を担当する教育部次長</u></p> <p>(3) <u>第6条の2の規定により学校教育課等を担当する教育部次長</u></p> <p>(4) <u>教育総務課長</u></p> <p>(5) <u>学校教育課長</u></p> <p>(6) <u>教育指導課長</u></p> <p>2 <u>課長に事故あるときは、当該課長が指定するグループリーダーがその事務を代決又は代行することができる。</u></p> <p>(身分取扱い)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(教育部次長の事務分担)</p> <p><u>第6条の2</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育総務課の分掌事務)</p> <p>第7条 教育総務課は、おおむね次に掲げる事務を分掌する。</p>

改正後	改正前
<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>総合教育会議</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) <u>教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)～(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p>

議案第24号

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う規定の整理その他所要の改正
をするものである。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会公印規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表八戸市教育委員会委員長印の項、八戸市立是川東小学校印の項、八戸市立是川東小学校長印の項、八戸市立松館小学校印の項及び八戸市立松館小学校長印の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正前の別表八戸市教育委員会委員長印の項の規定は、なおその効力を有する。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後		改正前			
別表 (第3条関係)					
公印の種類	様式	寸法 (方ミリメートル)	管理者	摘要	
八戸市教育委員会印	八戸市教育委員会	35	教育総務課長		
八戸市教育委員会教育長印	八戸市教育委員会教育委員長	24	〃	印刷文書に刷りこむ場合は15ミリメートルとする。	
(略)					
八戸市立是川小学校長印	八戸市立是川小学校長之印	18	是川小学校長		
八戸市立三条小学校印	八戸市立三条小学校之印	45	三条小学校長		
(略)					
八戸市立是川小学校長印	八戸市立是川小学校長之印	18	是川小学校長		
八戸市立是川東小学校校印	八戸市立是川東小学校校之印	45	是川東小学校校長		
八戸市立是川東小学校校長印	八戸市立是川東小学校校長之印	18	是川東小学校校長		
八戸市立三条小学校印	八戸市立三条小学校之印	45	三条小学校長		
(略)					
八戸市立是川小学校長印	八戸市立是川小学校長之印	18	是川小学校長		
八戸市立三条小学校印	八戸市立三条小学校之印	45	三条小学校長		
(略)					

改正後				改正前			
八戸市立新井田小学 校長印	八戸市立新 井田小学校 長之印	18	新井田小学 校長	八戸市立新 井田小学校 長之印	18	新井田小学 校長	
八戸市立旭ヶ丘小学 校印	八戸市立旭 ヶ丘小学校 之印	45	旭ヶ丘小学 校長	八戸市立松 館小学校之 印	45	松館小学 長	
(略)							
				八戸市立松 館小学校長 之印	18	松館小学 長	
				八戸市立旭 ヶ丘小学校 之印	45	旭ヶ丘小学 校長	

議案第25号

八戸市教育委員会教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定
する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長への委任事項に教育
委員会への報告を追加するとともに、その他所要の改正をするものである。

八戸市教育委員会教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（昭和31年八戸市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち重要な事項について、その管理及び執行の状況を定期的に教育委員会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第2条の規定は適用せず、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

八戸市教育委員会教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、八戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の教育長への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育長への委任事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち重要な事項について、<u>その管理及び執行の状況を定期的に教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、八戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の教育長への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育長への委任事項)</p> <p>第2条 (略)</p>

議案第26号

八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則を別
紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするためのも
のである。

八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「教育委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、改正後の八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の規定は適用せず、改正前の八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

八戸市教育委員会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>第1号様式 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">教育長</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">校長</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主管課長</td> <td style="text-align: center;">GL</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">課員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">職 務 専 念 義 務 免 除 申 請 書 第 〇 号</p> <p style="text-align: center;">八戸市教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: center;">所 属 申 請 者 職 氏 名 〇</p> <p style="text-align: center;">申 請 年 月 日</p>	教育長		校長				主管課長	GL				課員	<p>第1号様式 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">教育長</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">校長</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主管課長</td> <td style="text-align: center;">GL</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">課員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">職 務 専 念 義 務 免 除 申 請 書 第 〇 号</p> <p style="text-align: center;">八戸市教育委員会教育委員長 様</p> <p style="text-align: center;">所 属 申 請 者 職 氏 名 〇</p> <p style="text-align: center;">申 請 年 月 日</p>	教育長		校長				主管課長	GL				課員
教育長		校長																							
		主管課長	GL																						
			課員																						
教育長		校長																							
		主管課長	GL																						
			課員																						
<p>申請の理由</p>	<p>申請の理由</p>																								
<p>義務免除の申請期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・後 時 分 から 年 月 日 午前・後 時 分 まで</p>	<p>義務免除の申請期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・後 時 分 から 年 月 日 午前・後 時 分 まで</p>																								
<p>名称</p>	<p>名称</p>																								
<p>従事又は職又は地位</p>	<p>従事又は職又は地位</p>																								
<p>参加しよ職又は地位の内容</p>	<p>参加しよ職又は地位の内容</p>																								
<p>うとする日時</p>	<p>うとする日時</p>																								
<p>内容</p>	<p>内容</p>																								

改正後

第2号様式 (第3条関係)

職務専念義務免除承認書

申請者	所屬
職名	
氏名	
義務免除申請期間	
年 月 日 午前・後 時 分 から	年 月 日 午前・後 時 分 まで
年 月 日 午前・後 時 分 から	年 月 日 午前・後 時 分 まで
※ 根拠	
※ 条件 1 承認の期間中は、給与を減額 する しない。 2 承認の申請の内容が変更になった場合は、ただちに変更の手続きをとること。 3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、承認を取り消す。 (1) 承認後職務遂行に重大な支障があると認められる場合 (2) 承認申請の内容に偽りがある場合	
※	承認第 号
年 月 日	八 戸 市 教 育 委 員 会 教 育 長

※欄以外は、必ず記載してください。

改正前

第2号様式 (第3条関係)

職務専念義務免除承認書

申請者	所屬
職名	
氏名	
義務免除申請期間	
年 月 日 午前・後 時 分 から	年 月 日 午前・後 時 分 まで
年 月 日 午前・後 時 分 から	年 月 日 午前・後 時 分 まで
※ 根拠	
※ 条件 1 承認の期間中は、給与を減額 する しない。 2 承認の申請の内容が変更になった場合は、ただちに変更の手続きをとること。 3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、承認を取り消す。 (1) 承認後職務遂行に重大な支障があると認められる場合 (2) 承認申請の内容に偽りがある場合	
※	承認第 号
年 月 日	八 戸 市 教 育 委 員 会 教 育 委 員 長

※欄以外は、必ず記載してください。

議案第27号

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、改正後の第21条の規定は適用せず、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(服務の宣誓) 第21条 新たに職員となった者は、校長にあつては教育委員会教育長の、その他の職員にあつては校長の面前において、八戸市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年八戸市条例第6号）の定めるところにより宣誓してから、その職務を行うものとする。</p>	<p>(服務の宣誓) 第21条 新たに職員となった者は、校長にあつては教育委員会委員長の、その他の職員にあつては校長の面前において、八戸市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年八戸市条例第6号）の定めるところにより宣誓してから、その職務を行うものとする。</p>

議案第28号

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

平成27年3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程（昭和33年八戸市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

教育長の権限に属する事務の学校長への委任等に関する規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の八戸市立学校の校長（以下「学校長」という。）への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第3項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の八戸市立学校の校長（以下「学校長」という。）への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第29号

八戸市こども支援センター条例施行規則の制定について
八戸市こども支援センター条例施行規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

こども支援センターの管理等について必要な事項を定めるためのものである。

八戸市こども支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市こども支援センター条例（平成27年八戸市条例第21号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 八戸市こども支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時15分から午後5時までとする。ただし、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

(行為の禁止)

第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) その他センターの管理に支障がある行為

(損害賠償)

第5条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第30号

八戸市総合教育センター組織等規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市総合教育センター組織等規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市こども支援センター条例の制定に伴い、総合教育センターの組織等について規定の整理をするためのものである。

八戸市総合教育センター組織等規則の一部を改正する規則

八戸市総合教育センター組織等規則（平成元年八戸市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 八戸市こども支援センター（以下「こども支援センター」という。）は、センターに所属するものとする。

第3条第1項中「グループリーダー」の次に「、こども支援センター所長、こども支援センター副所長」を加える。

第4条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 こども支援センター所長は、上司の命を受けてこども支援センターの業務を掌理し、当該職員を指揮監督する。
- 6 こども支援センター副所長は、上司の命を受けてこども支援センター所長を補佐し、当該職員を指揮監督する。

第5条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) こども支援センターに関すること。

第7条第1号中「（課長の専決事務）」を削り、同条第2号中「（開館時間）」、「（休館日）」及び「（研修室の使用）」を削り、「総合教育センターの管理」を「センターの管理」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 八戸市こども支援センター条例施行規則（平成27年八戸市教育委員会規則第 号）第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づくこども支援センターの管理に関する事務を行うこと。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市総合教育センター組織等規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 (略)</p> <p>2 八戸市こども支援センター（以下「こども支援センター」という。）は、センターに所属するものとする。</p> <p>(職員) 第3条 センターに、所長、副所長、グループリーダー、こども支援センター所長、こども支援センター副所長その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務) 第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 こども支援センター所長は、上司の命を受けてこども支援センターの業務を掌理し、当該職員を指揮監督する。</p> <p>6 こども支援センター副所長は、上司の命を受けてこども支援センター所長を補佐し、当該職員を指揮監督する。</p> <p>7 (略)</p> <p>(センターの分掌事務)</p> <p>第5条 センターは、おおむね次に掲げる事務を分掌する。</p>	<p>(組織) 第2条 (略)</p> <p>(職員) 第3条 センターに、所長、副所長、グループリーダーその他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務) 第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(センターの分掌事務)</p> <p>第5条 センターは、おおむね次に掲げる事務を分掌する。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>こども支援センターに関すること。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(所長の専決事務)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 八戸市教育委員会事務取扱規程（昭和39年八戸市教育委員会訓令第1号）第6条各号に掲げる事務を行うこと。</p> <p>(2) 八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則（平成元年八戸市教育委員会規則第13号）第2条ただし書、第3条ただし書及び第5条第3項の規定に基づく<u>センターの管理に関する事務を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>八戸市こども支援センター条例施行規則（平成27年八戸市教育委員会規則第号）第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づくこども支援センターの管理に関する事務を行うこと。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(所長の専決事務)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 八戸市教育委員会事務取扱規程（昭和39年八戸市教育委員会訓令第1号）第6条（<u>課長の専決事務</u>）各号に掲げる事務を行うこと。</p> <p>(2) 八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則（平成元年八戸市教育委員会規則第13号）第2条（<u>開館時間</u>）ただし書、第3条（<u>休館日</u>）ただし書及び第5条（<u>研修室の使用</u>）第3項の規定に基づく<u>総合教育センターの管理に関する事務を行うこと。</u></p> <p>(3) (略)</p>

議案第31号

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3 月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

機構改革に伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則（平成 25 年八戸市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「学校教育課」を「八戸市こども支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

八戸市学齢児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、<u>八戸市こども支援センター</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、<u>学校教育課</u>において処理する。</p>

議案第32号

八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市奨学金貸与条例の改正に伴い、条例の施行に必要な事項について所要の改正をするためのものである。

八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市奨学金貸与条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市奨学金条例施行規則

第1条中「八戸市奨学金貸与条例」を「八戸市奨学金条例」に改める。

第2条第1項中「教育委員会」を「八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条及び第5条中「貸与する」を削る。

第6条第2号中「特別奨学金」を「第1種特別奨学金」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第2種特別奨学金に係る奨学生に志願する者については、評定平均が4.0以上であることにより、学業成績が優良であると認められること。

第8条第1項中「第4条第1項第6号ア」を「第4条第1項第5号ア」に、「及び同条第2項第4号」を「並びに同条第2項第4号及び第3項第2号」に改める。

第10条の見出し中「貸与」を「の貸与又は給付」に改め、同条中「の貸与」の次に「又は給付」を加え、「奨学金貸与停止決定通知書」を「奨学金貸与・給付停止決定通知書」に改める。

第11条（見出しを含む。）及び第12条の見出し中「特別奨学金」を「第1種特別奨学金」に改める。

第15条の見出し中「貸与」を「の貸与又は給付」に改め、同条第1項中「の貸与」の次に「又は給付」を加え、「又は復活」を「若しくは復活」に、「奨学金貸与期間延長申請書」を「奨学金貸与・給付期間延長申請書」に、「奨学金貸与辞退申請書」を「奨学金貸与・給付辞退申請書」に、「奨学金貸与復活申請書」を「奨学金貸与・給付復活申請書」に改め、同条第2項中「奨学金貸与期間延長申請書」を「奨学金貸与・給付期間延長申請書」に改め、「の貸与」の次に「又は給付」を加え、「奨学金貸与期間延長決定通知書」を「奨学金貸与・給付期間延長決定通知書」に改め、同条第3項中「奨学金貸与辞退申請書」を「奨学金貸与・給付辞退申請書」に改め、同条第4項中「奨学金貸与復活申請書」を「奨学金貸与・給付復活申請書」に改め、「の貸与」の次に「又は給付」を加え、「奨学金貸与復活決定通知書」を「奨学金貸与・給付復活決定通知書」に改める。

第18条の見出しを「（奨学金の交付）」に改め、同条中「毎年」を「年度分を」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第5項の規定により奨学生の採用を決定された者以外のものに対して交付する最初の年度の奨学金は、当該年度分を8月に一括交付する。

3 教育委員会は、特別の事情がある場合において前2項の規定により難いと認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定めるところにより、奨学金を交付することができる。第19条中「貸与」の次に「及び給付」を加える。

別記第1号様式（その1）の表面中

「

申請区分	希望する区分のいずれか1つにレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 専修学校		
ふりがな		生年月日	年 月 日生
本人氏名			

を

」

「

申請区分	希望する区分のいずれか1つにレ印を記入してください。		
	高等学校枠 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校（1～3年）	大学枠 <input type="checkbox"/> 高等専門学校（4・5年） <input type="checkbox"/> 高等専門学校（専攻科） <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 大学	専修学校 <input type="checkbox"/> 専修学校
ふりがな		生年月日	年 月 日生
本人氏名	男 女		

に、

」

「

給与・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給与・貸与
---------------------------------	-------

を

給付・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給付・貸与
---------------------------------	-------

に

」

改め、同様式（その2）の表面中

「

申請区分	希望する区分のいずれか1つにレ印を記入してください。 □高等学校 □高等専門学校 □短期大学 □大学		
ふりがな		生年月日	年 月 日生
本人氏名			

を

」

「

申請区分	希望する区分のいずれか1つにレ印を記入してください。		
	高等学校枠 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校（1～3年）	大学枠 <input type="checkbox"/> 高等専門学校（4・5年） <input type="checkbox"/> 高等専門学校（専攻科） <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 大学	
ふりがな		生年月日	年 月 日生
本人氏名	男 女		

に、

」

「

給与・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給与・貸与	を	給付・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給付・貸与	に
---------------------------------	-------	---	---------------------------------	-------	---

」

改め、同様式（その3）の表面中「特別」を「第1種特別」に、

「

本人氏名		を	本人氏名	男 女
------	--	---	------	--------

に改

」

「

め、「学部」を削り、

給与・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給与・貸与	を
---------------------------------	-------	---

」

「

給付・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給付・貸与	に改め、同様式（その3）の次に次のように加え
---------------------------------	-------	------------------------

」

る。

(その4)

(表面)

奨学生採用申請書(第2種特別)

申請区分	希望する区分のいずれか1つにレ印を記入してください。		
	高等学校卒 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3年)	大学卒 <input type="checkbox"/> 高等専門学校(4・5年) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(専攻科) <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 大学	
ふりがな			
本人氏名	男 女	生年月日	年 月 日生
本籍			
現住所	〒 電話 ()		
在学学校	学校名	高等専門学校 高等学校 中学校	科第 学年
	入学期日	年 月 日	卒業予定日 年 月 日
進学予定年 月	年 月		
八戸市奨学金以外の奨学金の申請状況について	奨学金名	給付・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給付 ・ 貸与
	期間及び金額	年 月 から 年 月 まで	月額 円
八戸市奨学金以外の奨学金の採用状況について	奨学金名	給付・貸与別 (どちらかを○で 囲んでください。)	給付 ・ 貸与
	期間及び金額	年 月 から 年 月 まで	月額 円
申請理由	(申請者本人が具体的に記入してください。)		

(裏面)

健康診断	既往症 病名 発病 全快 年 月 年 月 その他の疾患 特記事項	X線検査 * (透) (間) (直) 所見 検査月日 年 月 日 検査場所
	就学 *可・注意・不可 年 月 日 住所 医師 氏名 ㊟	
保護者	現住所	本籍
	職業	本人との続柄
(あて先) 八戸市教育委員会教育長 年 月 日 本人氏名 ㊟ 保護者氏名 ㊟		

備考 学校で行った健康診断の写しを添付する場合は、「健康診断」の欄の記入を省略することができます。

別記第2号様式(その1)の表面中「学校 学部」を 「 大学 学部
学校 学校」に改める。

別記第3号様式中「(現南郷区)」を削る。

別記第4号様式の2中「特別・両方」を「第1種特別・第2種特別」に、「いずれかを」を「該当するもの全てを」に改め、「一般奨学金」の次に「又は「第2種特別奨学金」」を加え、「特別奨学金」又は「一般奨学金と特別奨学金の双方」を「第1種特別奨学金」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「貸与期間」を「貸与・給付期間」に、「貸与月額」を「奨学金月額」に改める。

別記第7号様式(その1)中「八戸市奨学金貸与条例」を「八戸市奨学金条例」に、

「
2 貸与を受けた奨学金を本人が償還しないときは、連帯保証人及び保証人が代わってその全額を償還します。
3 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び保証人がその責任を負います。
4 毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出します。また、休学、復学、転学又は退学したとき、住所その他学業継続上の重要事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出ます。
5 奨学金の貸与が終了したときは、奨学金借用証書及び奨学金償還明細書を提出します。これらの書類を提出しない場合は、貸与を受けた奨学金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。」

「
2 奨学生が、同条例第9条の規定により奨学金の貸与を停止され、又は奨学生の決定を取り消された場合において、当該停止又は取消しに係る事由の発生した日の属する月の翌月以後の分について既に貸与を受けた奨学金があるときは、当該翌月以後の分として貸与を受けた奨学金の額に相当する金額を直ちに返還いたします。
3 貸与を受けた奨学金を本人が償還しないときは、連帯保証人及び保証人が代わってその全額を償還します。
4 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び保証人がその責任を負います。
5 毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出します。また、休学、復学、転学又は退学をしたとき、住所その他学業継続上の重要事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出ます。
6 奨学金の貸与が終了したときは、奨学金借用証書及び奨学金償還明細書を提出します。これらの書類を提出しない場合は、貸与を受けた奨学金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。」

改め、同様式(その2)中「特別奨学金用」を「第1種特別奨学金用」に、「八戸市奨学金貸

与条例」を「八戸市奨学金条例」に、

「

- 2 貸与を受けた奨学金を本人が償還しないときは、連帯保証人及び保証人が代わってその全額を償還します。
- 3 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び保証人がその責任を負います。
- 4 毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出します。また、休学、復学、転学又は退学したとき、住所その他学業継続上の重要事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出ます。
- 5 奨学金の貸与が終了したときは、奨学金借用証書及び奨学金償還明細書を提出します。これらの書類を提出しない場合は、貸与を受けた奨学金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

を

」

「

- 2 奨学生が、同条例第9条の規定により奨学金の貸与を停止され、又は奨学生の決定を取り消された場合において、当該停止又は取消しに係る事由の発生した日の属する月の翌月以後の分について既に貸与を受けた奨学金があるときは、当該翌月以後の分として貸与を受けた奨学金の額に相当する金額を直ちに返還いたします。
- 3 貸与を受けた奨学金を本人が償還しないときは、連帯保証人及び保証人が代わってその全額を償還します。
- 4 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び保証人がその責任を負います。
- 5 毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出します。また、休学、復学、転学又は退学をしたとき、住所その他学業継続上の重要事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出ます。
- 6 奨学金の貸与が終了したときは、奨学金借用証書及び奨学金償還明細書を提出します。これらの書類を提出しない場合は、貸与を受けた奨学金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

に

」

改め、同様式（その2）の次に次のように加える。

(その3) 第2種特別奨学金用

誓 約 書

私は、このたび、八戸市奨学金条例に基づく奨学生として採用されました。

つきましては、同条例及び同条例施行規則並びに次に掲げる事項を誠実に守ることはもちろん、学業に精励し、操行をつつしみ必ず成業することを誓約いたします。

- 1 奨学生が、同条例第9条の規定により奨学金の給付を停止され、又は奨学生の決定を取り消された場合において、当該停止又は取消しに係る事由の発生した日の属する月の翌月以後の分について既に給付を受けた奨学金があるときなど、給付を受けた奨学金に返還義務が生じた場合は、本人が責任を持って返還します。
- 2 返還義務が生じた奨学金を本人が返還しないときは、連帯保証人及び保証人が代わってその全額を返還します。
- 3 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人及び保証人がその責任を負います。
- 4 毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出します。また、休学、復学、転学又は退学をしたとき、住所その他学業継続上の重要事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出ます。
- 5 本人、連帯保証人及び保証人と連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

年 月 日

(あて先) 八戸市教育委員会教育長

本 人 住所 _____

氏名 _____ (印)

連帯保証人 住所 八戸市 _____

氏名 _____ (印)

保 証 人 住所 _____

氏名 _____ (印)

備考 連帯保証人及び保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。

別記第8号様式中「八戸市奨学金貸与条例に」を「八戸市奨学金条例に」に、「八戸市奨学金貸与条例及び」を「同条例及び」に改める。

別記第10号様式中「奨学金貸与停止決定通知書」を「奨学金貸与・給付停止決定通知書」に、「貸与を」を「貸与・給付を」に、「貸与停止理由」を「停止理由」に、「貸与停止年月日」を「停止年月日」に、「貸与停止期間」を「停止期間」に改める。

別記第11号様式中「貸与期間」を「貸与・給付期間」に、「貸与総額」を「貸与・給付総額」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「（特別）」を削る。

別記第18号様式中「奨学金貸与期間延長申請書」を「奨学金貸与・給付期間延長申請書」に、「貸与終期」を「貸与・給付終期」に、「貸与期間の」を「貸与・給付期間の」に改める。

別記第19号様式中「奨学金貸与辞退申請書」を「奨学金貸与・給付辞退申請書」に、「借月額」を「奨学金月額」に、「貸与の」を「貸与・給付の」に改める。

別記第20号様式中「奨学金貸与復活申請書」を「奨学金貸与・給付復活申請書」に、「貸与終期」を「貸与・給付終期」に、「貸与の」を「貸与・給付の」に、「貸与期間」を「貸与・給付期間」に改める。

別記第21号様式中「奨学金貸与期間延長決定通知書」を「奨学金貸与・給付期間延長決定通知書」に、「貸与期間を」を「貸与・給付期間を」に、「貸与終期」を「貸与・給付終期」に改める。

別記第22号様式中「奨学金貸与復活決定通知書」を「奨学金貸与・給付復活決定通知書」に、「貸与を」を「貸与・給付を」に、「貸与復活の」を「貸与・給付復活の」に、「貸与終期」を「貸与・給付終期」に改める。

別記第28号様式中「貸与」の次に「又は給付」を加え、「償還明細書のとおり」を「八戸市奨学金条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、その責務を果たすことを誓約いたします。また、既に貸与又は給付を受けた奨学金について償還義務が生じた場合は、」に改める。

別記第29号様式の表面中

貸与 始期	月 日	貸与 終期
----------	-----	----------

を

貸与・ 給付 始期	月 日	貸与・ 給付 終期
-----------------	-----	-----------------

に改め、同様式の裏面中

貸与 月額

を

奨学 金 月 額

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>八戸市奨学金条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>八戸市奨学金条例</u>（昭和30年八戸市条例第12号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(奨学生志願の申請手続)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により奨学生に志願しようとする者（条例第4条に規定する志願資格を有する者に限る。）は、奨学生採用申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長が定める期日までに<u>八戸市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育委員会が決定する事項)</p> <p>第4条 奨学生の採用及び取消し並びに奨学金の額は、教育委員会が決定する。</p> <p>(奨学生の選考)</p> <p>第5条 奨学生の選考は、奨学金の額と併せて行うものとする。</p> <p>(選考基準)</p>	<p style="text-align: center;"><u>八戸市奨学金貸与条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>八戸市奨学金貸与条例</u>（昭和30年八戸市条例第12号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(奨学生志願の申請手続)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により奨学生に志願しようとする者（条例第4条に規定する志願資格を有する者に限る。）は、奨学生採用申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長が定める期日までに<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育委員会が決定する事項)</p> <p>第4条 奨学生の採用及び取消し並びに貸与する奨学金の額は、教育委員会が決定する。</p> <p>(奨学生の選考)</p> <p>第5条 奨学生の選考は、<u>貸与する奨学金の額</u>と併せて行うものとする。</p> <p>(選考基準)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 奨学生の選考は、次に掲げる基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第1種特別奨学金に係る奨学生に志願する者については、評定平均が4.5程度であることにより、学業成績が特に優良であると認められること。</u></p> <p>(3) <u>第2種特別奨学金に係る奨学生に志願する者については、評定平均が4.0以上であることにより、学業成績が優良であると認められること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(奨学生採用の予約)</p> <p>第8条 条例第4条第1項第5号アに掲げる者のうち翌年度から進学しようとする者並びに同条第2項第4号及び第3項第2号に掲げる者が奨学生に志願するときは、進学を条件として奨学生の採用の予約を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(奨学金の貸与又は給付の停止等の通知)</p> <p>第10条 教育委員会は、条例第9条の規定により、奨学金の貸与又は給付を停止したときはその旨を奨学金貸与・給付停止決定通知書(別記第10号様式)により当該奨学生に通知するものとし、奨学生の決定を取り消したときはその旨を奨学生取消決定通知書(別記第11号様式)により当該奨学生並びに当該奨学生を推薦した学校及び当該奨学生が在学する学校の校長又は学部長に通知するものとする。</p> <p>(第1種特別奨学金の当然免除要件)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、条例第10条の規定により第1種特別奨学金の償還の免除を決定したとき</p>	<p>第6条 奨学生の選考は、次に掲げる基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特別奨学金に係る奨学生に志願する者については、評定平均が4.5程度であることにより、学業成績が特に優良であると認められること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(奨学生採用の予約)</p> <p>第8条 条例第4条第1項第6号アに掲げる者のうち翌年度から進学しようとする者及び同条第2項第4号に掲げる者が奨学生に志願するときは、進学を条件として奨学生の採用の予約を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(奨学金貸与の停止等の通知)</p> <p>第10条 教育委員会は、条例第9条の規定により、奨学金の貸与を停止したときはその旨を奨学金貸与停止決定通知書(別記第10号様式)により当該奨学生に通知するものとし、奨学生の決定を取り消したときはその旨を奨学生取消決定通知書(別記第11号様式)により当該奨学生並びに当該奨学生を推薦した学校及び当該奨学生が在学する学校の校長又は学部長に通知するものとする。</p> <p>(特別奨学金の当然免除要件)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、条例第10条の規定により特別奨学金の償還の免除を決定したとき</p>

改正後	改正前
<p>ときは、その旨を奨学金償還免除決定通知書（別記第14号様式）により当該奨学生に通知するものとする。</p> <p>（第1種特別奨学金の償還）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長等の申請）</p> <p>第15条 奨学生は、奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長、辞退若しくは復活の申請をしようとするときは、それぞれ奨学金貸与・給付期間延長申請書（別記第18号様式）、奨学金貸与・給付辞退申請書（別記第19号様式）又は奨学金貸与・給付復活申請書（別記第20号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の奨学金貸与・給付期間延長申請書の提出があった場合において奨学金の貸与又は給付に係る期間の延長を決定したときは、その旨を奨学金貸与・給付期間延長決定通知書（別記第21号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の奨学金貸与・給付辞退申請書の提出があった場合において奨学生の決定を取り消したときは、第10条の規定の例により通知するものとする。</p> <p>4 教育委員会は、第1項の奨学金貸与・給付復活申請書の提出があった場合において奨学金の貸与又は給付に係る復活を決定したときは、その旨を奨学金貸与・給付復活決定通知書（別記第22号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（奨学金の交付）</p> <p>第18条 奨学金は、年度分を2期に分け、4月分から8月分までを4月に、9月分から翌年3月分までを8月に交付する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第8条第5項の規定により奨学生の採用を決定された者以外のものに対して交付する最初の年度の奨学金は、当該年度分を8月に一括交付す</p>	<p>は、その旨を奨学金償還免除決定通知書（別記第14号様式）により当該奨学生に通知するものとする。</p> <p>（特別奨学金の償還）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（奨学金貸与に係る期間の延長等の申請）</p> <p>第15条 奨学生は、奨学金の貸与に係る期間の延長、辞退又は復活の申請をしようとするときは、それぞれ奨学金貸与期間延長申請書（別記第18号様式）、奨学金貸与辞退申請書（別記第19号様式）又は奨学金貸与復活申請書（別記第20号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の奨学金貸与期間延長申請書の提出があった場合において奨学金の貸与に係る期間の延長を決定したときは、その旨を奨学金貸与期間延長決定通知書（別記第21号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の奨学金貸与辞退申請書の提出があった場合において奨学生の決定を取り消したときは、第10条の規定の例により通知するものとする。</p> <p>4 教育委員会は、第1項の奨学金貸与復活申請書の提出があった場合において奨学金の貸与に係る復活を決定したときは、その旨を奨学金貸与復活決定通知書（別記第22号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（奨学金交付の時期）</p> <p>第18条 奨学金は、毎年2期に分け、4月分から8月分までを4月に、9月分から翌年3月分までを8月に交付する。</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>3 <u>教育委員会は、特別の事情がある場合において前2項の規定により難いと認められるときは、これらの規定にかかわらず、別に定めるところにより、奨学金を交付することができる。</u></p> <p>(帳簿)</p> <p>第19条 奨学金の貸与及び給付の状況を明確にしておくため、教育委員会事務局に奨学生原簿 (別記第29号様式) を備えなければならない。</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第19条 奨学金の貸与の状況を明確にしておくため、教育委員会事務局に奨学生原簿 (別記第29号様式) を備えなければならない。</p>

議案第33号

八戸市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

円滑運用のために様式を定め所要の改正をするものである。

八戸市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市学校給食条例施行規則（昭和41年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平均主要栄養素」を「学校給食摂取基準」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに、」に改める。

第5条第1項中「又は病気」を「、病気等」に改め、同条第2項中「引き続き7日以上にわたり欠席した者又は死亡若しくは転校等」を「やむを得ない理由による欠席（引き続き7日以上にわたるものに限る。）、転校、死亡等」に、「者」を「児童又は生徒」に改め、同条第3項中「者」を「保護者」に、「あらかじめ」を「速やかに」に、「日数を、」を「日数を学校給食欠食届（別記様式）により」に改め、「学校長」の次に「を通じて教育長」を加え、同条第4項を削る。

附則の次に次の様式を加える。

年 月 日

（あて先）八戸市教育委員会教育長

届出者 住所
（保護者） 氏名

㊟

学校給食欠食届

八戸市学校給食条例施行規則第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対象となる 児童・生徒名	学校名及び学年	学校	年	組
	氏 名			
給食を受けなかった期間		年	月	日～ 年 月 日
理 由				
備 考				

※給食主任確認欄) 期間確認済 区分) 一般 要 準要

教育委員会記入欄

給食人員異動調整報告書受付日	年 月 日 ()
給食最終提供日	年 月 日 ()
給食停止可能日	年 月 日 ()
停止不可日数および金額	日 円 (1食分の給食費×日数)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

八戸市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○八戸市学校給食条例施行規則 昭和41年教育委員会規則第1号</p> <p>(給食費の額及びその額の通知) 第4条 給食費の額は、実施基準に定める児童又は生徒1人1回当たりの額の通知は、<u>学校給食摂取基準</u>の範囲内において算定する。</p> <p>2 八戸市教育委員会教育長(以下「<u>教育長</u>」という。)は、給食費の額は、<u>速やかに</u>、これを児童又は生徒の保護者(以下「<u>保護者</u>」という。)に通知するものとする。</p> <p>(給食費の徴収等) 第5条 給食費は、学校給食計画の予定人員に含まれていない場合、児童又は生徒が事故、病高等のため欠席し給食を受けない場合、これを徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>やむを得ない理由による欠席(引き続き7日以上にわたるものに限る。)</u>、<u>転校、死亡等により給食を受けない児童又は生徒の当該日数に係る給食費は、徴収しない。</u></p> <p>3 前項の適用を受けようとする保護者は、<u>速やかに</u>、その理由及び日数を学校給食欠食届(別記様式)により所属する学校長を通じて教育長に届け出なければならぬ。</p> <p>別記様式(第5条関係)</p>	<p>○八戸市学校給食条例施行規則 昭和41年教育委員会規則第1号</p> <p>(給食費の額及びその額の通知) 第4条 給食費の額は、<u>実施基準に定める児童又は生徒1人1回当たりの額の通知は、平均栄養素</u>の範囲内において算定する。</p> <p>2 八戸市教育委員会教育長(以下「<u>教育長</u>」という。)は、<u>児童又は生徒の保護者(以下「保護者」という。)</u>に通知するものとする。</p> <p>(給食費の徴収等) 第5条 給食費は、<u>学校給食計画の予定人員に含まれていない場合</u>、児童又は生徒が事故又は病高等のため欠席し給食を受けない場合、これを徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>引き続き7日以上にわたる欠席した者又は死亡若しくは転校等により給食を受けない者</u>の当該日数に係る給食費は、徴収しない。</p> <p>3 前項の適用を受けようとする者は、<u>あらかじめ</u>、その理由及び日数を、<u>所属する学校長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>4 前項の届出を受けなかった学校長は、<u>直ちに教育委員会に通知しなければならない。</u></p>

改正後

改正前

(あて先) 八戸市教育委員会教育長

年 月 日

届出者 住所
(保護者) 氏名 ㊟

学校給食欠食届

八戸市学校給食条例施行規則第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対象者となる 児童・生徒名	学校名及び学年	学校	年	組
	氏名			
学校給食を受けなかった期間	年 月 日～	年 月 日		
理	由			
備	考			

※給食主任(確認欄) 期間確認済 区分) 一般 要 準要

教育委員会記入欄

給食人員異動調整報告書受付日	年 月 日 ()
給食最終提供日	年 月 日 ()
給食停止可能日	年 月 日 ()
停止不可日数および金額	日 (1食分の給食費×日数) 円

議案第34号

八戸市立図書館組織等規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市立図書館組織等規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

平成27年度機構改革に伴う規定の整理その他所要の改正をするためのものである。

八戸市立図書館組織等規則の一部を改正する規則

八戸市立図書館組織等規則（昭和41年八戸市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び室」を削り、「市史編纂室」を「歴史資料グループ」に改める。

第3条第1項中「、室長」を削る。

第4条第4項中「及び室長」を削り、同条第5項中「又は室長」を削る。

第5条第12号を削る。

第6条中「、室長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市立図書館組織等規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 図書館に次のグループを置く。</p> <p>業務グループ <u>歴史資料グループ</u></p> <p>(職制)</p> <p>第3条 図書館に館長、グループリーダーその他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 グループリーダーは、上司の命を受けて館務に従事し、当該職員を指揮監督する。</p> <p>5 主査は、上司の命を受けて当該分掌事務につきグループリーダーを補佐し、当該職員を指揮監督する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第5条 図書館は、おおむね次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 図書館に次のグループ及び室を置く。</p> <p>業務グループ <u>市史編纂室</u></p> <p>(職制)</p> <p>第3条 図書館に館長、グループリーダー、<u>室長</u>その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 グループリーダー及び<u>室長</u>は、上司の命を受けて館務に従事し、当該職員を指揮監督する。</p> <p>5 主査は、上司の命を受けて当該分掌事務につきグループリーダー又は<u>室長</u>を補佐し、当該職員を指揮監督する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第5条 図書館は、おおむね次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12)</u> 市史に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(事務の代決又は代行)</p> <p>第6条 館長が出張その他の理由により不在であるときは、副館長及びグループリーダーがその事務を代決又は代行することができる。</p>	<p>(事務の代決又は代行)</p> <p>第6条 館長が出張その他の理由により不在であるときは、副館長、室長及びグループリーダーがその事務を代決又は代行することができる。</p>

議案第35号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年3月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷公民館分館を除く地区公民館において複写機及び輪転機の使用に係る使用料を定め、当該使用許可に係る規定を整備するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項及び前項第2号の規定にかかわらず、八戸市公民館以外の公民館の附属設備（南郷公民館の照明を除く。次条第3項及び第12条第3項において同じ。）の使用許可を受けようとする者は、当該附属設備の使用前に、口頭により係員に申し出なければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、前条第3項の規定による申出があった場合において、八戸市公民館以外の公民館の附属設備の使用を許可したときは、当該申出者に口頭により通知する。

第10条の見出しを「（附属設備使用料）」に改め、同条中「別表第2の1及び3」を「別表第2」に、「附属設備の使用料」を「附属設備使用料」に改める。

第12条第1項ただし書中「附属設備の使用料」を「附属設備使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第6条第3項の規定により八戸市公民館以外の公民館の附属設備の使用許可を受けた者は、当該附属設備の使用終了後教育委員会の定める期限までに附属設備使用料を納付しなければならない。

第13条第1項中「とき。」を「とき」に改める。

第14条第1項第1号中「とき。」を「とき」に改め、同項第2号ア中「が使用するとき。」を「であって、教育委員会が特に必要と認めるものが使用するとき」に改め、同号ウ中「とき。」を「とき」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「とき。」を「とき」に、「及び燃料費」を「、燃料費及び附属設備使用料」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アに該当する場合を除き、公民館の事業に属する社会教育関係団体が使用するとき 暖房料、冷房料、燃料費及び附属設備使用料を除く使用料の全額

別表第1の2を次のように改める。

2 八戸市公民館及び南郷公民館以外の公民館の附属設備使用料

区分		単位	金額
複写機	単色刷り	片面1枚	10
	多色刷り	片面1枚	50

輪転機	製版印刷料	単色刷り	1回	50
		2色刷り	1回	100
	用紙持込料		500枚	200
	用紙代		10枚	10

備考

- 1 用紙持込料の算定に際し、500枚未満の端数があるときは、これを500枚に切り上げる。
- 2 用紙代の算定に際し、10枚未満の端数があるときは、これを10枚に切り上げる。

別表第1の2の次に次のように加える。

3 南郷公民館の附属設備使用料

区分		単位	金額	
			円	
照明（大ホール）		1時間	210	
複写機	単色刷り	片面1枚	10	
	多色刷り	片面1枚	50	
輪転機	製版印刷料	単色刷り	1回	50
		2色刷り	1回	100
	用紙持込料		500枚	200
	用紙代		10枚	10

備考

- 1 用紙持込料の算定に際し、500枚未満の端数があるときは、これを500枚に切り上げる。
- 2 用紙代の算定に際し、10枚未満の端数があるときは、これを10枚に切り上げる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請手続等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項及び前項第2号の規定にかかわらず、八戸市公民館以外の公民館の附属設備(南郷公民館の照明を除く。次条第3項及び第12条第3項において同じ。)の使用許可を受けようとする者は、当該附属設備の使用前に、口頭により係員に申し出なければならぬ。</u></p> <p>(使用許可書の交付等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会は、前条第3項の規定による申出があった場合において、八戸市公民館以外の公民館の附属設備の使用を許可したときは、当該申出者に口頭により通知する。</u></p> <p>(附属設備使用料)</p> <p>第10条 <u>条例別表第2の規定により教育委員会が定める附属設備使用料は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第12条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備使用料、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに暖房料、冷房料及び燃料費については、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用許可の申請手続等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可書の交付等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附属設備の使用料)</p> <p>第10条 <u>条例別表第2の1及び3の規定により教育委員会が定める附属設備の使用料は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第12条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに暖房料、冷房料及び燃料費については、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 第6条第3項の規定により八戸市公民館以外の公民館の附属設備の使用許可を受け た者は、当該附属設備の使用終了後教育委員会の定める期限までに附属設備使用料を 納付しなければならぬ。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額</p> <p>イ 条例第9条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の使用料 の全額</p> <p>ウ 使用期日前90日までに使用中止の届出があったとき 既納の使用料の3割の 額</p> <p>(2) 八戸市公民館以外の公民館</p> <p>ア 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額</p> <p>イ 条例第9条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の使用料 の全額</p> <p>ウ 使用期日の前日までに使用中止の届出があったとき 既納の使用料の5割の 額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第12条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア 市内の社会教育関係団体が主催し、対外的な社会教育事業を無料で行うために 使用するとき 使用料の2割に相当する額</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額</p> <p>イ 条例第9条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の使用 料の全額</p> <p>ウ 使用期日前90日までに使用中止の届出があったとき 既納の使用料の3割の 額</p> <p>(2) 八戸市公民館以外の公民館</p> <p>ア 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額</p> <p>イ 条例第9条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の使用 料の全額</p> <p>ウ 使用期日の前日までに使用中止の届出があったとき 既納の使用料の5割の 額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第12条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 八戸市公民館</p> <p>ア 市内の社会教育関係団体が主催し、対外的な社会教育事業を無料で行うために 使用するとき 使用料の2割に相当する額</p>

改正後	改正前
<p>イ 市内の社会教育関係団体が主催し、構成員の学習の向上のため無料で行う行事に使用するとき 使用料の5割に相当する額</p> <p>ウ 市内の小学校、中学校、高等学校及び大学が主催し、児童、生徒及び学生の芸術文化の向上のため無料で行う行事に使用するとき 使用料の5割に相当する額</p> <p>エ 当市若しくは指定管理者が主催し、又は当市が他団体と共催する行事に使用する場合で、教育委員会が特に必要と認めるとき 使用料の全額</p> <p>(2) 八戸市公民館以外の公民館</p> <p>ア 公民館の事業に属する社会教育関係団体であって、教育委員会が特に必要と認めるものが使用するとき 暖房料、冷房料及び燃料費を除く使用料の全額</p> <p>イ アに該当する場合を除き、公民館の事業に属する社会教育関係団体が使用するとき 暖房料、冷房料、燃料費及び附属設備使用料を除く使用料の全額</p> <p>立 国又は地方公共団体が使用するとき 暖房料、冷房料、燃料費及び附属設備使用料を除く使用料の全額</p> <p>二 その他教育委員会が特に必要があるとき 教育委員会が定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>1 八戸市公民館の附属設備使用料</p> <p>(略)</p>	<p>イ 市内の社会教育関係団体が主催し、構成員の学習の向上のため無料で行う行事に使用するとき。 使用料の5割に相当する額</p> <p>ウ 市内の小学校、中学校、高等学校及び大学が主催し、児童、生徒及び学生の芸術文化の向上のため無料で行う行事に使用するとき。 使用料の5割に相当する額</p> <p>エ 当市若しくは指定管理者が主催し、又は当市が他団体と共催する行事に使用する場合で、教育委員会が特に必要と認めるとき。 使用料の全額</p> <p>(2) 八戸市公民館以外の公民館</p> <p>ア 公民館の事業に属する社会教育関係団体が使用するとき。 暖房料、冷房料及び燃料費を除く使用料の全額</p> <p>イ 国又は地方公共団体が使用するとき。 暖房料、冷房料、燃料費を除く使用料の全額</p> <p>立 その他教育委員会が特に必要があるとき。 教育委員会が定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>1 八戸市公民館の附属設備使用料</p> <p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで及び午後5時30分から午後10時までをそれぞれ使用1回とした料金とする。</p> <p>2 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の附属設備の延長使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで及び午後5時30分から午後10時までをそれぞれ使用1回とした料金とする。</p> <p>2 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の附属設備の延長使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。</p>

改正後	改正前																																	
<p>3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p> <p>2 八戸市公民館及び南郷公民館以外の公民館の附属設備使用料</p>	<p>3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複写機</td> <td>単色刷り</td> <td>片面1枚 円 10</td> </tr> <tr> <td>多色刷り</td> <td>片面1枚 50</td> </tr> <tr> <td>単色刷り</td> <td>1回 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輪転機</td> <td>製版印刷料</td> <td>1回 100</td> </tr> <tr> <td>用紙持込料</td> <td>500枚 200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用紙代</td> <td>10枚 10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	複写機	単色刷り	片面1枚 円 10	多色刷り	片面1枚 50	単色刷り	1回 50	輪転機	製版印刷料	1回 100	用紙持込料	500枚 200		用紙代	10枚 10																
区分	単位	金額																																
複写機	単色刷り	片面1枚 円 10																																
	多色刷り	片面1枚 50																																
	単色刷り	1回 50																																
輪転機	製版印刷料	1回 100																																
	用紙持込料	500枚 200																																
	用紙代	10枚 10																																
<p>備考</p>																																		
<p>1 用紙持込料の算定に際し、500枚未満の端数があるときは、これを500枚に切り上げる。</p>																																		
<p>2 用紙代の算定に際し、10枚未満の端数があるときは、これを10枚に切り上げる。</p>																																		
<p>3 南郷公民館の附属設備使用料</p>	<p>2 南郷公民館の附属設備使用料</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明 (大ホール)</td> <td>1時間</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">複写機</td> <td>単色刷り</td> <td>片面1枚 円 10</td> </tr> <tr> <td>多色刷り</td> <td>片面1枚 50</td> </tr> <tr> <td>単色刷り</td> <td>1回 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輪転機</td> <td>製版印刷料</td> <td>1回 100</td> </tr> <tr> <td>用紙持込料</td> <td>500枚 200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用紙代</td> <td>10枚 10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			照明 (大ホール)	1時間	210	複写機	単色刷り	片面1枚 円 10	多色刷り	片面1枚 50	単色刷り	1回 50	輪転機	製版印刷料	1回 100	用紙持込料	500枚 200		用紙代	10枚 10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明 (大ホール)</td> <td>1時間</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			照明 (大ホール)	1時間	210
区分	単位	金額																																
(略)																																		
照明 (大ホール)	1時間	210																																
複写機	単色刷り	片面1枚 円 10																																
	多色刷り	片面1枚 50																																
	単色刷り	1回 50																																
輪転機	製版印刷料	1回 100																																
	用紙持込料	500枚 200																																
	用紙代	10枚 10																																
区分	単位	金額																																
(略)																																		
照明 (大ホール)	1時間	210																																

改正後	改正前
<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>用紙持込料の算定に際し、500枚未満の端数があるときは、これを500枚に切り上げる。</u></p> <p>2 <u>用紙代の算定に際し、10枚未満の端数があるときは、これを10枚に切り上げる。</u></p>	